

平成28年度 3月定例農業委員会議事録

日 時 平成29年3月1日(水) 午前9時
場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	(委員会許可分	1件)
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	(町許可分	1件)
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	(町許可分	5件)
議案第4号	農用地利用集積計画について	(委員会決定分	39件)
議案第5号	農業振興地域整備計画について	(意見書提出分	6件)
報告第1号	農地法第18条第6項による通知書	(18件)
報告第2号	農地等形状変更届出について	(1件)
その他			

出席者

山崎 徹一 原 一夫 丸野 佳孝 嬉野 忠 碓 沖則
木下 信行 原 善實 田中 市三 田中 芳春 峯 孝樹
鷺崎 和志 中島 勝 小池 正保 田中 良明 中野 秋彦
鶴 香代子 内田 秀光 大坪 正治

欠席者

事務局 田中 嘉樹 相良 恵里子

事務局

皆さん、おはようございます。皆さん揃われていますので、只今より3月の定例農業委員会を開催します。本日は、〇〇委員さん、〇〇委員さん、〇〇委員さん、〇〇委員さんより欠席の連絡がっております。

事務局

会長よりお願いします。

会 長

皆さん、おはようございます。日ごとに暖かい季節となってきました。

本日は、3月の農業委員会定例会に参加いただきありがとうございます。

本日の議題・報告等につきましては、議案第1号として農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可分1件)、議案第2号として農地法第4条の規定による許

可申請について（町許可分1件）、議案第3号として農地法第5条の規定による許可申請について（町許可分5件）、議案第4号として農用地利用集積計画について（委員会決定分39件）、議案第5号として農業振興地域整備計画について（意見書提出分6件）、報告第1号として農地法第18条第6項による通知書について（18件）、報告第2号として農地等形状変更届出について（1件）、その他となっておりますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

議事録署名人については、1番〇〇委員さんと3番〇〇委員さんをお願いしたいと思います。

議事に入りたいと思います。

議案第1号1農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号に該当していないことの説明を行う。併せて、耕作面積は上峰町よりの耕作証明書により下限面積を満たしており、また、雇用者として自己が営む事業の従業者により耕作を行う旨の報告を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

2月22日に現地調査を行いました。場所は、ボートピアの南側で、中原公園の西側に位置しており、3条の所有権移転にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第1号1については、申請どおり許可することに決定いたしました。続きまして、議案第2号1農地法第4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第4条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

説明のとおり、道路と河川改修に伴う申請であり、農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第2号1について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第2号1は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第3号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号1農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

2月22日に会長、副会長、事務局と現地調査を行いました。

申請地は、自宅と道路の間の土地であり、現在は通路として使用されています。今回、長年の状況を是正するための申請であり、集落に接続していることから、追認による申請ではありますが、農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお

願います。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第3号1について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第3号1は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第3号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号2農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんより願います。

〇〇 委員

2月22日に会長、副会長、事務局と現地調査を行いました。

申請地は、ミスターマックスの北側に位置しており、商業地と住宅地が混在している土地であり、雨水排水に関しても問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第3号2について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第3号2は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第3号3農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号3農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏

名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由、追認申請に至った経緯に等について説明を行い、追認ではあるが許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

2月23日に現地確認を行いました。

申請地は、元々は田でありましたが、現在は江口ファームの農業倉庫、肥料倉庫、事務所が建っている宅地の状態となっています。追認での申請ですが、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第3号3について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第3号3は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第3号4農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします

事務局

議案第3号4農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由、議案書字図により、一体事業での建売住宅、宅地分譲の内容を説明し、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇委員

2月22日に会長、副会長、事務局と現地調査を行いました。

申請地は、宅地の中に家庭菜園としていた農地がある土地となっている。地権者が亡くなって、周囲は住宅地に囲まれていることから、近隣からも危ないとの申立てがされており、今回の申請により地元としても問題解消されることなどもあり、問題はないと

思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

1673、1672-3、1644-9の地目はどうなっているのか。

事務局

1673、1644-9は宅地、1672-3は雑種地となっている。

〇〇委員

宅地と農地の一体開発である場合、別の法令などによる規制はあるのか。

事務局

全体での計画であるため、都市計画に基づく開発行為としての届け出の必要はあることを説明。

会 長

他に無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第3号4について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第3号4は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第3号5農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号5農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由、優良田園住宅の定義等について説明し、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元委員さんが欠席ですので、〇〇さんよりお願いします。

〇〇 委員

申請にあたり、雨水排水は溜桝により集水し、道路側溝により南側、西側の水路に排水されるため問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、担当委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇委員

優良田園の説明はあったが、田んぼの近くにあるだけで意味があるのか。名称があるだけで補助等があるのか。

事務局

土地改良事業実施の第1種農地であれば分譲住宅用地での申請は不許可とされている。農政局及び県と町が協議を行い、優良田園住宅の認定を受ければ許可できるとされている。

〇〇委員

一般的に許可できない場合でも、この認定を受ければ許可できるということか。

事務局

公共事業における土地収用と同様に許可可能となる。

〇〇委員

優良な農地の転用することにより、農地が減少する。農地を守るべき農業委員としては釈然としない面がある。小規模な開発は問題ないが、ほ場整備した優良農地の開発は少々疑問がある。

〇〇委員

今回熊本の業者であるが、初めての申請か。

事務局

従前も熊本市内の業者による申請があったが、今回は別の業者からの申請となっている。

会 長

他に無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第3号5について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第3号3は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。

続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類及び集計表について説明。また、同一者同士による複数の申出は、農業者年金の経営移譲をする必要があるため、解約を含め今回の案件となっていることを追加説明する。

会 長

事務局より説明がありました。質疑のある方はお願い致します。

会 長

他に無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第4号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第4号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第5号1農業振興地域整備計画報告について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号1農業振興地域整備計画について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

会 長

地元〇〇委員さんより意見を頂きたいと思います。

〇〇委員

県道拡張により、仮設道路が現在の住居にかかるため、立ち退きに伴う申請であり、面積も妥当と思われ、農振除外は支障がないと思いますので、宜しくご審議お願い致します。

会 長

ただ今、事務局と地元委員さんより説明がありました。農振除外の意見ということで皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

会 長

無いようでしたら事務局よりお願いします。

事務局

事務局案として、「土地改良事業区域内の土地ではあるが、県道拡幅による立ち退きのための農家住宅の建設のための申請であり、除外はやむを得ない」として意見提出した

いと考えております。

会 長

採決に移ります。議案第5号1について、事務局案のとおり「除外はやむを得ない。」に賛成の方の挙手をお願いします。「全員異議なし。」ということで決定しました。続きまして、議案第5号2について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第5号2農業振興地域整備計画について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

会 長

地元〇〇委員さんより意見を頂きたいと思います。

〇〇委員

申出人は申請地隣接地で飲食業を営んでおり、駐車場が狭いため敷地拡張のための申請であり、周辺農地への影響もなく、面積も妥当と思われ、農振除外は支障がないと思いますので、宜しくご審議お願い致します。

会 長

ただ今、事務局と地元委員さんより説明がありました。農振除外の意見ということで皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

会 長

無いようでしたら事務局よりお願いします。

事務局

事務局案として、「土地改良事業区域内の土地ではあるが、既存事業所の拡張のための申請であり、除外はやむを得ない。」として意見提出したいと考えております。

会 長

採決に移ります。議案第5号2について、事務局案のとおり「除外はやむを得ない。」に賛成の方の挙手をお願いします。「全員異議なし。」ということで決定しました。続きまして、議案第5号3について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第5号3農業振興地域整備計画について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等

について説明する。

会 長

地元〇〇委員さんより意見を頂きたいと思います。

〇〇委員

2月22日に現地調査を行いました。私は、隣のコロールの駐車場が狭いための申出であると聞いておりました。農振除外はやむを得ないと思いますが、隣接地の方が今回の案件に対し条件を出されていますので、希望に沿った造成をお願いしたいと思います。

会 長

ただ今、事務局と地元委員さんより説明がありました。農振除外の意見ということで皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

〇〇委員

貸店舗は何をされるのか

〇〇委員

どういう店舗が入るかは、地権者では現時点不明ということです。

〇〇委員

北側は、以前農振除外をされていたと思うが

〇〇委員

北側は、すでに農振除外されています。隣接者が今回の申出に対し条件を出されていますので、条件に合った開発をやっていただきたい。

〇〇委員

農業用水等に問題はないのか

〇〇委員

昔から「かけ流し」による用水がされており、低い方が今回の申請地となっている。隣接者は、排水のための水路を作ってもらいたいとの文書を提出されていると聞き及んでいる。

事務局

受付は産業課であるが、添付書類として隣接者の条件が記載された文書は付されている。

会 長

他に無いようでしたら事務局よりお願いします。

事務局

事務局案として、「土地改良事業区域外の土地であり、住宅の用、事業の用の施設が連たんしている区域に近接し、その規模が概ね 10ha 未満の土地での申請であり、除外はやむを得ない。」として意見提出したいと考えております。

会 長

採決に移ります。議案第 5 号 3 について、事務局案のとおり「除外はやむを得ない。」に賛成の方の挙手をお願いします。「賛成多数。」ということで決定しました。続きまして、議案第 5 号 4 について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第 5 号 4 農業振興地域整備計画について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

会 長

地元〇〇委員さんより意見を頂きたいと思います。

〇〇委員

申請地は、東側は田であるが、境界にコンクリートブロックがあり農地とは分かれており、排水は南側水路に流れるため問題はなく、周辺農地への影響もなく、面積も妥当と思われ、農振除外は支障がないと思いますので、宜しくご審議お願い致します。

会 長

ただ今、事務局と地元委員さんより説明がありました。農振除外の意見ということで皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

〇〇委員

申出人は以前転用申請をされたと思うが、取り下げられたのか。

事務局

店舗の来客用駐車場用地して許可はされているが、事業所のイベント等の状況で、事業は伸びており、着工には至っていない。

会 長

他に無いようでしたら事務局よりお願いします。

事務局

事務局案として、「土地改良事業区域内の土地ではあるが、既存事業所の従業員駐車場ということで、隣接する居住者の業務上及び日常生活上必要な施設であり、除外はやむを得ない」として意見提出したいと考えております。

会 長

採決に移ります。議案第5号4について、事務局案のとおり「除外はやむを得ない。」に賛成の方の挙手をお願いします。「全員異議なし。」ということで決定しました。続きまして、議案第5号5について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第5号5農業振興地域整備計画について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

会 長

地元〇〇委員さんが欠席ですので、〇〇委員さんより意見を頂きたいと思っております。

〇〇委員

追認による申出であり、既に申出人が営む理容室の駐車場として利用している状況であり、周辺農地への影響もなく、農振除外にあたり支障はないと思っておりますので、宜しくご審議お願い致します。

会 長

ただ今、事務局と委員さんより説明がありました。農振除外の意見ということで皆さんの意見を伺いたいと思っております。ご意見ございませんでしょうか。

会 長

無いようでしたら事務局よりお願いします。

事務局

事務局案として、「土地改良事業区域内の土地ではあるが、隣接する居住者の業務上及び日常生活上必要な施設であり、最小限の農地面積の申請であり、除外はやむを得ない。」として意見提出したいと考えております。

会 長

採決に移ります。議案第5号5について、事務局案のとおり「除外はやむを得ない。」に賛成の方の挙手をお願いします。「全員異議なし。」ということで決定しました。

続きまして、議案第5号6について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第5号6農業振興地域整備計画について、農用地域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

会 長

地元〇〇委員さんより意見を頂きたいと思います。

〇〇委員

申請地は、30数年前の圃場整備の際に高められた農地となっている。自宅に駐車場がないため、子供が帰ってきた際の駐車場と利用していた。田への復旧は困難なことから、追認ではあるが正規の手続きを行いたいとして、今回の申出がされている。また、排水は東側水路へ排水されるため問題はなく、農振除外にあたり支障はないと思いますので、宜しくご審議お願い致します。

会 長

ただ今、事務局と委員さんより説明がありました。農振除外の意見ということで皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

会 長

無いようでしたら事務局よりお願いします。

事務局

事務局案として、「土地改良事業区域内の農地ではあるが、水路整備のみであり、隣接する居住者の日常生活上必要な施設であり、除外はやむを得ない。」として意見提出したいと考えております。

会 長

採決に移ります。議案第5号6について、事務局案のとおり「除外はやむを得ない。」に賛成の方の挙手をお願いします。「全員異議なし。」ということで決定しました。

続きまして、報告第1号農地法第18条第6項による通知書について事務局より説明をお願いします。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書P79 報告第1号（農地法第18条第6項による通知書について）借受人、

貸出人の住所、氏名、解約理由、合意日、引渡日、申出合計筆数、面積などを説明する。

会 長

事務局より説明がありました、報告1号で質疑のある方はお願いいたします。

会 長

無いようですので報告第1号については、通知どおり承認することに決定いたしました。続きまして、報告第2号農地形状変更届出について事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号農地形状変更届出について、届出農地の所在地、申請人、形状変更理由、嵩上げ高、被害防除等について説明をする。

会 長

事務局より説明がありました、報告2号で質疑のある方はお願いいたします。

会 長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、その他ということをお願いします。

その他

(1) 非農地判断について

① 非農地判断に係る事務手続き及び現地調査等について

- ・農地利用状況調査結果に基づく対象農地の説明
- ・対象農地の中からの選定（案）及び日程等検討依頼
- ・地元委員からの対象農地の経緯及び現況説明

② 今後の事務手続きについて

- ・検討の3ヶ所について、現地確認後、定例会での審議で検討（できれば4月）
- ・議決後、所有者に対しての非農地通知及び関係機関（町税務課、法務局等）への通知等

(2) 農業委員委員候補者の募集について

会 長

今回は4月5日（水）午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、4月5日（水）実施するという事で決定いたします。

それから、来月の現地調査を3月23日（木）午前中に予定しておりますのでよろしくお願ひ致します。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで3月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員長 木 下 信 行

議事録署名人 1 番

議事録署名人 3 番